

県立病院跡地利活用の方向性に関する意見書  
(たたき台)

平成 29 年●月

県立病院跡地利活用懇談会

## 目次

意見書提出にあたって..... ●

### 県立病院跡地利活用の方向性について

- 1 まちづくりを進める上での位置付け..... ●
- 2 備えるべき機能..... ●
- 3 財源・事業手法..... ●
- 4 今後の進め方..... ●
- 5 附帯意見..... ●

### 資料

- 1 県立病院跡地利活用懇談会..... ●
- 2 県立病院跡地..... ●
- 3 県立病院跡地利活用に関する市民提案の結果..... ●
- 4 県立病院跡地利活用に関する各委員等の提案..... ●

## 意見書提出にあたって

平成 25 年 5 月の県立会津総合病院及び県立喜多方病院の統合と、公立大学法人福島県立医科大学附属会津医療センターの市内河東町地内への整備に伴い、市内城前町地内に約 25,000 m<sup>2</sup>（関連敷地を加えると約 27,000 m<sup>2</sup>）の未利用地が生じることとなりました。

未利用地となった県立病院跡地については、その規模が広大であり、かつ、年間約 60 万人が入場する若松城天守閣をはじめとした観光施設に近く、また、周辺には鶴ヶ城体育館など鶴ヶ城公園内の運動施設や文化センター、中央保育所、市営城前団地をはじめとする住宅団地といった公共施設もあり、多くの市民・来訪者が集う地域に位置しています。

さらに、交通の面では、これらの観光・公共施設への主要な動線となる幹線道路に面し、接続部も広いことから、当該敷地は、本市のまちづくりを進める上で大変重要な場所となっています。

これらのことから、市では、平成 29 年度からの 10 年間を計画期間とした「会津若松市第 7 次総合計画」、政策分野 39. まちの拠点において、「人、物、情報がつながる、賑わいと活気の創出に向けて、市民に親しまれる拠点が整っているまち」を目指す姿として掲げ、県立病院跡地など、市街地中心部にある大規模な未利用地等について、本市のまちづくりへの有効活用に向けた提案や協議を行っていくことを位置付けました。

また、平成 29 年 3 月に県から市へ、「旧会津総合病院跡地の取得意向について」の照会があり、市はまちづくりに資する利活用を図るため取得を希望することを回答し、8 月には、市政だよりで県立病院跡地利活用についての市民提案を募集しました。

これらの経過や第 7 次総合計画、市民提案を踏まえ、県立病院跡地利活用懇談会（以下「懇談会」という。）では、県立病院跡地について本市まちづくりに資する利活用を図るために、平成 29 年 8 月から●月までの間、計●回にわたって、調査、検討、提案、討議を行い、利活用の目的や内容、機能、事業手法等について、その方向性について整理及び取りまとめを行ってきました。

その結果、委員・オブザーバー相互の議論の下、本意見書を取りまとめたところであり、懇談会の総意として市長に提言するものです。

# 県立病院跡地利活用の方向性に関する意見

## 1 まちづくりを進める上での位置付け

### **大きな位置付け** 市全体に賑わいと活気を創出する拠点となる

多くの人を呼び込み、人、物、情報の大きな流れを生み出し、市全体に賑わいと活気を創出する「場」と位置付けます。

#### **位置付け1** 誰もが自由に集い、交流し、(思い思いに) 過ごすことができる

特定の人々の利用に留まることなく、子どもや若者、子育て世代、高齢者などの世代を問わず、また市民だけでなく近隣の方々や旅行者、さらには外国人も含めた誰もが、自由に集い、交流し、(思い思いに) 過ごせる「場」とします。特に、市外の人々が集まる場所となるためには、まずは、市民が集う場となる必要があります。

#### **位置付け2** 季節や時間帯を問わず、年間を通して、いつでも利用できる

特定の曜日や時期だけ利用できるのではなく、平日や休日といった曜日や、暑い夏や寒くて雪がある冬などの季節、さらには、朝昼晩の時間帯を問わず、年間を通していつでも利用される「場」とします。また、平時だけでなく災害などの非常時にも利用できる場所とします。

#### **位置付け3** 人口流出に歯止めをかけ、人口増加に寄与する

市民が利用し続ける場所となることで地域活力を向上させ、また地域外からの旅行者が集まることで交流人口の増加を図る「場」とします。こうしたことで、例えば、旅行者の本市への定住・二地域居住に繋げるなど、人口増加に寄与する拠点となることが期待できます。

#### **位置付け4** 経済の活性化と雇用の創出に寄与する

この「場」に集う人々により消費が生み出され、サービスを提供するために雇用が生み出されるなど、この場所が起点となり、市全域に賑わいが広がることで、市全体の経済活性化と雇用創出に寄与することが期待できます。

#### **位置付け5** 会津らしい個性と調和し、活かし、伝える

跡地整備にあたってのデザインや景観、機能、内容等において、会津らしさを伝える「場」とします。

## 2 備えるべき機能

### **大きな機能** なんでも入る魔法の箱とみんなが集まる広場の機能

人々が求める“コト（体験・サービス）”は、年代や置かれた状況などにより様々であり、時間の経過や社会の変化とともに変わり続けていきます。この場所が、長い期間にわたって魅力ある場となるためには、一つの機能だけでなく、複数の機能を持つ「場」となることが有益です。また施設によるサービスの提供を行う際には、“ハコ（施設）”に可変性と自由度の高さを持たせることで、人々が求める“コト”に応じた機能を備えることが考えられます。

また、多くの人を集めるためには、“ハコ”だけでなく、通常時には空間的な広がりを持ち、必要に応じて様々な用途に利用できる広場の機能を備えることも有効です。

特に、すべての機能は、“ハコ”の視点で考えるのではなく、“コト”の視点で考え、人々のニーズに応じた“コト”の提供により、長い期間にわたって、魅力があり、かつ、利用される場所であり続けることが重要です。

当懇談会としては、以下の機能を提案します。なお、これらすべての機能を持った施設等の整備を求めるものではありません。

#### **機能1** 子どもの遊び場・子育て支援

子どもたちが季節を問わずに楽しく遊び、学ぶことができる子育てを支援する機能を備えることを提案します。

#### **機能2** スポーツ・運動・武道

様々なスポーツを行い、見ることができる機能を備えることを提案します。

#### **機能3** 会議・展示

交流人口を拡大し、また本市の文化を広く知っていただくために、大きな会議や展示が可能な機能を備えることを提案します。

#### **機能4** 美術・文化・生涯学習

美術や文化に触れ、学ぶことができる機能を備えることを提案します。

#### **機能5** 映画・飲食・物販・サービス等

人を呼び込み、賑わいと活気ある場とするため、映画や飲食、物販などの機能を備えることを提案します。

**機能6** 交通や情報の拠点

地域内外から訪れた方が、ここを拠点として会津地域の各所へ移動できるように、公共交通やレンタサイクル、地域内の情報発信の拠点としての機能を備えることを提案します。

**機能7** 防災備蓄・避難場所

平時には防災備蓄として、非常時には避難場所としての機能を備えることを提案します。

### 3 財源・事業手法

### 4 今後の進め方

### 5 附帯意見

# 資料

## 1 県立病院跡地利活用懇談会

### (1) 設置要綱

#### 県立病院跡地利活用懇談会設置要綱

平成 29 年 7 月 3 日決裁

#### (設置)

第 1 条 県立病院跡地について、本市まちづくりに資する利活用の方向性を検討するため、市民参加による県立病院跡地利活用懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 懇談会は、懇談会開催にあたり市民からの提案等（ただし、庁舎整備に関する提案等を除く）を踏まえ、県立病院跡地に係る次に掲げる事項について検討し、その方向性について整理及び取りまとめを行った上で、市長へ報告を行う。

- (1) 利活用の目的に関すること。
- (2) 利活用の内容及び機能に関すること。
- (3) 利活用の事業手法に関すること。
- (4) その他、上記に関連した必要な事項に関すること。

#### (構成)

第 3 条 懇談会は、学識経験者及び各種団体から推薦された者 6 人以内の委員によって構成する。

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、懇談会の第 1 回会議の日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、当該終了の日以前にその職を退いた委員の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (座長及び副座長)

第 5 条 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 会議は、座長がこれを招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を聴くことができる。

#### (庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

#### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

#### (失効)

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

## (2) 委員等名簿

(五十音順・敬称略)

### ① 委員

No.	氏名	所属団体等	備考
1	いちおか あやこ 市岡 綾子	学校法人日本大学工学部建築学科 専任講師	座長 建築・まちづくり
2	きざせ よしかず 佐瀬 良一	会津若松市スポーツ推進委員会 理事長	スポーツ・健康
3	たけうち きみ 竹内 樹美	福島県建築士会会津支部女性委員会 委員長	建築・保存・デザイン
4	てらうち しゅうや 寺内 秀也	会津若松商工会議所 専務理事	副座長 商業・金融
5	まつうら くみ 松浦 久美	Like 会津実行委員会	まちづくり・協働
6	やまぐち ともえ 山口 巴	特定非営利活動法人Lotus 理事長	福祉・子育て

### ② オブザーバー

No.	氏名	所属団体等	備考
1	こあらい としゆき 小荒井 俊行	株式会社エフエム会津 取締役	コミュニケーション・情報
2	こばやし しんじ 小林 真司	会津若松市国際交流協会 事務局長	国際交流・インバウンド

### (3) 開催経過

日時/場所	件名	内容 (予定)
8月28日(月) 13:15-15:30 ホテルニューパレス	第1回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 懇談会の目的と進め方</li> <li>2 第7次総合計画での位置づけ</li> <li>3 これまでの市民提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要望及び陳情等</li> <li>・第7次総合計画策定時における市民提案等</li> </ul> </li> <li>4 県立病院跡地の現地視察</li> </ol>
9月28日(木) 9:30-11:30 ホテルニューパレス	第2回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民提案募集の結果</li> <li>2 事業手法の事例研究</li> <li>3 県立病院跡地利活用ワークショップの事前説明</li> </ol>
10月5日(木) 13:30-16:00 ホテルニューパレス	第3回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立病院跡地利活用ワークショップ</li> <li>2 追加研究が必要な項目</li> </ol>
10月26日(木) 18:00-20:00 ルネッサンス中の島	第4回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回までの検討結果</li> <li>2 追加研究</li> <li>3 利活用の目的、内容、機能、事業手法</li> </ol>
11月16日(木) 15:00-17:00 ホテルニューパレス	第5回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見書 (案)</li> </ol>
(予備日程)	(未定)	(未定)
11月下旬 市長室	市長報告	意見書の提出

## 2 県立病院跡地

No	財産名	所在地	地目	面積 (㎡)
1	病院敷地	会津若松市城前 108 外 11 筆	宅地他	22,140.70
2	医師公舎敷地	会津若松市城前 113-3	宅地	3,190.79
3	徒之町公舎敷地	会津若松市徒之町 18-11 外 2 筆	宅地	1,484.44
4	院長公舎敷地	会津若松市南千石町 106-3	宅地	345.21
合計				27,161.14



### 3 県立病院跡地利活用に関する市民提案募集の結果

(略)

#### 4 県立病院跡地利活用に関する各委員等の提案

(略)